

## 平成23年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録

- ・日 時：平成23年7月8日（金）午前10時から午前11時まで
- ・場 所：向日市役所大会議室（3F）
- ・出席者：（委 員）大田直史委員、吉松裕子委員、野田崇委員、  
酒井美智子委員、植田進委員  
（事務局）酒井市民生活部長、山根市民生活部次長兼市民参画課長、  
藤野市民参画課課長補佐、長谷川市民参画課係長
- ・傍聴者：なし
- ・議 事：
  - （1）会長の選出
  - （2）会長職務代理の選出
  - （3）報告 平成21・22年度個人情報開示実施状況について
  - （4）その他
    - ・住民票の写し等の不正取得に係る事前登録制本人通知制度について

---

### 議事（要旨）

- 1 開会
- 2 委員紹介・事務局紹介
- 3 会長の選出 大田委員が会長に選出された。
- 4 会長職務代理の選出 野田委員が会長職務代理に選出された。
- 5 報告「平成21・22年度個人情報保護開示実施状況について」

#### 事務局

平成21年度の本市における開示請求は、ございませんでした。  
平成22年度の開示請求の件数は、3件でした。  
請求内容については、全て開示請求者に係る住民票等の請求書及び印鑑登録証明書の請求書でございました。  
受付番号1番は、自分の住民票等が誰かに取得されていないか不安だということで請求されました。開示結果は、ご本人が請求されたもののみでありましたので、閲覧だけで安心して帰られました。  
続いて受付番号2番及び3番については、別の方なのですが、両者とも印鑑登録カードを紛失したため、市へ紛失の届け出をする間に、誰かが印鑑登録証明書を取得していないか心配されて請求されました。結果、不存在による不開示であったため、そういった不正な請求がなかったことがわかりました。  
以上のことから、実質的な請求人数は3人で、請求者1人あたりの請求件数は1件となっております。

また、実施機関別の請求件数は、市長が3件となっております。  
請求に対する処理状況でございますが、全部開示が1件（33.3%）、不開示が2件（66.6%）となっております。公開率は、33%となっております。

次に、不開示の理由といたしましては、全て文書不存在のためとなっております。

なお、不服申し立ての状況ですが、不服申し立てについては、この2年間にはございませんでした。

会長

何かご意見は。

～意見なし～

## 6 その他「住民票の写し等の不正取得に係る事前登録制本人通知制度について」

事務局

～制度概要について説明～

個人情報保護に関係して、最近、行政として検討が進んでいる自治体における「住民票の写し等の不正取得に係る事前登録制本人通知制度の導入」制度について、お話をさせていただきたいと存じます。

この制度は、現在のところ導入している市町村は少数ですが、平成21年6月の大阪狭山市を皮切りに各地で検討が行われ、広がりつつあります。個人情報保護によるプライバシー意識の高まり等の影響を大きく受けている制度だと考えておりますので、その制度の説明と導入が検討されている背景等状況をお話させていただきます。

まず、どのような制度か説明させていただきます。

この制度は、役所に事前に登録した人の住民票や戸籍抄本などが、本人の代理人や弁護士等の士業を含む第三者に取得された場合に、役所から「あなたの住民票（戸籍謄本等）の証明が交付された」事実を知らせる制度です。

希望される方が事前に市に登録をし、本人以外の誰かが住民票等の交付請求を行って市が交付した場合は、自動的に本人にその旨通知がいくというものです。

この制度により、住民票等の証明書が第三者に取得されたことを早期に知ることができ、不正取得の可能性がある場合、早期に対応するきっかけとなります。また、この制度が周知されることにより、委任状偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながると考えられます。

続いて、この制度の導入が検討されている背景をご説明させていただきます。

この制度の導入されている背景には、個人情報保護に関する法律が整備されている中で、自分の情報を他人に知られたくないという意識が高まると同時に、他人の戸籍謄本等を不正に取得する事件が発生していることがございます。

具体的には、結婚や就職時における身元調査などのための不正取得や、また消費者金融から借入れを行う等の目的で、勝手にうその婚姻届や養

子縁組届を提出して、戸籍に真実でない記載がされるというものであります。これらは、委任状若しくは行政書士等8業士業が職務上、戸籍謄本・住民票の写し等をとることができる制度を利用して行われていることがほとんどであり、これまでもこういった事件は存在していましたが、個人情報保護法が施行され、誰でも自分の個人情報を開示請求することが可能になったことにより、表面化しやすくなったと考えられます。

このような状況により、政府は2007年4月に戸籍法を一部改正し、本人確認の厳格化と8業士業請求への理由と提出先の明示、罰則の強化などを行いました。

今回の法改正により、「誰でも戸籍謄本等の交付請求ができる」という従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限するなどを行い、交付申請時の入り口での規制強化ともいえるものです。

さらに、不正取得であることが裁判等で確定したものに対しては、本人通知をはじめ自治体があらわれました。これは、今回ご説明しています登録型の本人通知制度の基となる制度であり、自治体毎に取扱要綱を定め、「あなたの住民票（戸籍謄本等）の証明が交付された」ことを本人にお知らせし、本人が希望される場合は、個人情報開示請求の手続きを案内するものです。

これは自己情報コントロール権に基づいて行われるものであり、京都府内においても、ほとんどの市町村で実施しており、本市においても、平成21年6月に取扱要領を定め実施しているところです。

このような経過を経て、今回、個人のプライバシーの侵害を防ぐことを目的に、本人通知制度からさらに踏み込んだ制度である「登録型本人通知制度」が、平成21年6月の大阪狭山市を皮切りにおこなわれつつあるというものです。

しかし、もちろんこの制度を導入する上での課題もございます。

その一つには、弁護士等が請求する場合には、この通知制度のために相手方に推察される可能性が考えられるということです。また、銀行等が正当な手段で債権の確保のために第三者請求をした場合でも、借金の取り立てから逃れようとする人にとっては、登録すれば自分の住民票が請求されたことを知り逃げるができる。つまり、人権侵害の防止という本来の目的を逸脱した申請がなされた場合、経済活動等の第三者の正当な権利行使の妨害につながるおそれがあるにもかかわらず、法的な根拠がないところが問題だと考えられます。

また、登録件数にもよりますが、事務量の増大や電算システムの変更に伴う人的・経費的負担が大きくなるという問題もございます。

こういったことを踏まえて、京都府下の市町村では会議の場を設けて事前登録制の本人通知制度の検討及び調整がすすめられております。

なお、本市といたしましても、他自治体での実施状況や具体的な事例を調査研究する中で、本制度を実施する場合のメリット、デメリットを慎重に検討したいと考えております。

以上、住民票の写し等の不正取得に係る事前登録制本人通知制度の導入

について、検討がすすんでいるということをご報告させていただきました。

何かご意見等ございましたらこの機会にお聞かせいただければと存じます。

委員 向日市として、制度導入の是非の方向性はどうなっているか。

事務局 方向性としては、導入の方向とは考えていますが、一自治体の問題ではないと認識しています。府内で調整を図り、できれば埼玉県のように府内一斉の導入としたいと考えています。

会長 埼玉県は全県一斉の導入だったのか。

事務局 そのとおりです。

委員 事前登録をしている人にだけ通知するのか。

事務局 事前登録が必要な制度となっています。  
登録からの有効期間も設けており、埼玉県では3年としています。ずっと有効というわけではありません。

委員 有罪判決の際に通知を受けられる制度とは別の制度か。

事務局 そちらは運用中の制度です。京都府内では山城15市町村で運用しており、平成21年度には1件対象事例が発生しました。

委員 請求書を公開するのか。

事務局 公開します。

委員 請求書の依頼者の名前なども公開するのか。

事務局 その部分は非公開になります。また、制度としては通知のみであり、開示には別途請求が必要となっています。

会長 今回のこの件は、いずれこの審議会の議題となるのか。

事務局 諮問の対象となるか、報告という形になるのか、まだわかりません。制度が定まった時点で、必要ならば、諮問させていただきます。